

伊丹市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要領
(趣旨)

第1条 この要領は、伊丹市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱(以下「要綱」という。)第8条に基づき、伊丹市の区域における建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画(以下「性能確保計画」という。)の同項及び第2項並びに法第12条第2項及び第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「適合性判定」という。)、法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「性能向上計画」という。)の法30条第1項並びに法第31条第1項の規定に基づく認定(以下「性能向上計画認定」という。)、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。)第13条の規定に基づくその性能確保計画の変更が規則第5条(規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更該当していることを証する書面(以下「性能確保計画軽微変更該当証明書」という。)並びに第29条の規定に基づくその性能向上計画の変更が規則第25条の軽微な変更該当していることを証する書面(以下「性能向上計画軽微変更該当証明書」という。)の交付を求めること(以下「証明願」という。)、並びにその他法の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書等)

第2条 適合性判定の申請について要綱第6条第1項第2号により市長(伊丹市長をいう。以下同じ。)が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 添付図書一覧表(様式1)
- (2) 申請手数料算定表(様式2)
- (3) 法第11条第2項又は法第12条第3項の規定に基づく性能

確保計画の変更の適合性判定の申請の場合にあっては、次に掲げるもの

ア 変更床面積算定表（変更様式1）及び変更床面積算定表の別紙（変更様式2）

イ 変更床面積算定に係る求積図（アに係る変更内容ごとに変更部分及び変更項目を明示したもの）及び求積表

(4) 性能向上計画認定を受けた性能向上計画に記載された法第29条第3項に規定する他の建築物に係る適合性判定の申請にあっては、当該性能向上計画認定の通知書の写し及び申請書の写し

2 性能向上計画認定の申請について要綱第6条第2項第5号により市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 添付図書一覧表（様式4）

(2) 申請手数料算定表（様式5）

(3) 要綱第3条に掲げる書面が添えられない場合にあっては、申請書の副本に規則第20条第1項、規則第23条第2項又は規則第26条に規定する図書のうち必要なものを添えたものの写し

(4) 法第30条第2項（法第31条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく申出をする場合にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項又は第87条の4において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3又は第2条に規定する確認申請書の副本に図書及び書類を添えたもの）の写し

(5) 法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請の場合にあっては、次に掲げるもの

ア 変更床面積算定表（変更様式1）及び変更床面積算定表の別紙（変更様式2）

イ 変更床面積算定に係る求積図（アに係る変更内容ごとに変

更部分及び変更項目を明示したもの）及び求積表

- 3 伊丹市手数料条例（平成12年伊丹市条例第7号。以下「手数料条例」という。）別表第2第51号の12，12の2，15又は16に規定する変更部分の床面積の合計の算定方法は，変更部分の床面積の算定方法（別紙）によることとする。

（申請の時期）

第3条 性能向上計画認定の申請（法第29条第1項の規定に基づく申請であって法第29条第3項の規定を適用しようとするものを除く。）は，当該計画に係る法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能（以下「エネルギー消費性能」という。）の一層の向上のための建築物の新築等（エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の増築，改築若しくは修繕等（建築物の修繕若しくは模様替，建築物への同号に規定する空気調和設備等（以下「空気調和設備等」という。）の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。）（以下「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」という。）の工事に着手する前に行わなければならない。

（申請等に係る図書の提出）

第4条 市長に性能確保計画軽微変更該当証明書の特明願をしようとする者は，様式7による特明願の正本1通及び副本1通に，規則第4条第1項に規定する図書及び第2条第1項に規定する図書を添えて提出しなければならない。この場合，第2条第1項第3号において「法第11条第2項又は法第12条第3項の規定に基づく性能確保計画の変更の適合性判定の申請の」とあるのは，「性能確保計画軽微変更該当証明書の特明願をしようとする」と読み替える。

- 2 性能向上計画軽微変更該当証明書の特明願をしようとする者は，様式8による特明願の正本1通及び副本1通（要綱第3条に掲げる書面が添えられない場合にあっては副本2通）に，規則第26

条に規定する図書及び第2条第2項に規定する図書を添えて市長に提出しなければならない。この場合、第2条第2項第5号において「法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請」とあるのは、「性能向上計画軽微変更該当証明書の証明願」と読み替える。

(登録性能判定等機関への審査依頼)

第5条 市長は、適合性判定の申請、性能向上計画認定の申請（要綱第3条に掲げる書面が添えられたものを除く。）又は性能確保計画軽微変更該当証明書の証明願若しくは性能向上計画軽微変更該当証明書の証明願がなされた場合にあつては、適合性判定、性能向上計画認定又は性能確保計画軽微変更該当証明書若しくは性能向上計画軽微変更該当証明書に係る審査を登録性能判定等機関に依頼することができる。

(性能向上計画の通知)

第6条 市長は、法第30条第3項（法第31条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により性能向上計画を通知する場合は、様式9による通知書を添えて行うものとする。

2 建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）は、法第30条第4項（法第31条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により準用する建築基準法第18条第3項の規定により、建築基準関係規定に適合することを認めるときは、市長に対して様式10による確認済証を交付するものとする。

3 建築主事等は、法第30条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第15項の規定により、建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、市長に対して様式11による通知書を交付するものとする。

4 建築主事等は、法第30条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第15項の規定により、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、市長に対して様式12による通知書を交付するものとする。

5 建築主事等は、第1項により通知された性能向上計画の申請書（その添付図書を含む。以下この条及び次条において同じ。）に不備があり、又は当該申請書の記載事項に不明確な点があるときは、市長に対して様式12の2による通知書を交付するものとする。

（性能向上計画認定の申請に関する追加説明等）

第7条 市長は、性能向上計画認定の申請に係る性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるとき又は申請書に不備があり、若しくは申請書の記載事項に不明確な点があるときは、申請者に対して、様式12の3による通知書により申請書の補正又は追加説明を求めるものとする。

2 市長は、前条第4項又は第5項による通知書の交付があったときは、前項の規定を準用するものとする。

（軽微変更該当証明書の交付）

第8条 市長は、性能確保計画軽微変更該当証明書の証明願に係る性能確保計画の変更が軽微な変更該当すると認めるときは、様式13による証明書を副本に添えて交付するものとする。

2 市長は、性能向上計画軽微変更該当証明書の証明願に係る性能向上計画の変更が軽微な変更該当すると認めるときは、様式14による証明書を副本に添えて交付するものとする。

（認定しない旨の通知）

第9条 市長は、性能向上計画認定の申請に係る性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その旨及びその理由を記載した様式15による通知書を当該申請者に交付するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 申請者は、適合性判定又は性能向上計画認定の申請を取り下げようとするときは、様式16による申出書を市長に提出するものとする。

(報告の徴収)

- 第11条 法第15条第1項の規定により市長が建築主等（法第2条第1項第4号に定める建築主等をいう。以下同じ。）に対して、法第10条第1項に規定する性能基準に適合させなければならない建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち性能基準への適合に関する報告を求めた場合の報告書の標準的な様式は、様式20による報告書とする。
- 2 市長から法第11条第6項に規定する適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）の交付を受けた者は、同条第2項に規定する計画の軽微な変更（規則第28条の規定に基づく書面の交付を受けた計画の軽微な変更を除く。）を行ったときは、様式26による報告書の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。
- 3 性能向上計画認定を受けた者は、認定を受けたエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了したときは、様式22による報告書の正本1通及び副本1通に認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書、建築士による工事監理報告書又はこれに代わる図書並びに軽微な変更の内容に関する図書を添えたものを、市長に提出しなければならない。
- 4 性能向上計画認定を受けた者は、前項により難しい場合は、様式23による報告書の正本1通及び副本1通に認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書、工事施工者によるエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の施工状況に関する報告書並びに軽微な変更の内容に関する図書を添えたものを、市長に提出しなければならない。
- 5 法第32条により市長が性能向上計画認定を受けた者に対して、認定を受けた性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況に関する報告を求めた場合の報告書の標準的な様式は、様式25による報告書とする。
- 6 性能向上計画認定を受けた建築物の所有者が、その建築物の全部又は一部を譲り渡した場合は、その譲渡人及び譲受人が共同し

て、様式 24 による届出書の正本 1 通及び副本 1 通に認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書を添えたものを、市長に届け出るものとする。

- 7 市長から適合判定通知書の交付を受けた者又は性能向上計画認定を受けた者は、当該適合性判定に係る建築物の新築、増築若しくは改築又は当該性能向上計画に係るエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了するまでの間に適合性判定の計画書又は性能向上計画の申請書の第 2 面の記載事項に変更があった場合においては、様式 28 の 2 による届出書の正本 1 通及び副本 1 通を市長に届け出るものとする。

(指示・命令等)

第 12 条 市長が法第 13 条第 1 項の規定に基づき違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずるときの命令書の標準的な様式は、様式 29 による命令書とする。

- 2 市長が法第 33 条の規定に基づき性能向上計画認定に係る建築物の改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときの命令書の標準的な様式は、様式 32 による命令書とする。

(取消しの通知)

第 13 条 市長は、法第 34 条の規定に基づき法第 30 条第 1 項の認定を取り消したときは、様式 33 による通知書により当該性能向上計画認定を受けた者に通知するものとする。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 28 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。